

台風時【暴風（暴風雪）、特別警報、大雨、洪水】における措置について

1 亀山市に暴風（暴風雪）警報および特別警報が発令されているとき

**登校させないで
下さい**

※テレビ、ラジオ等で報道される気象情報は、平成22年5月27日より、市町村別に情報が出されるようになっていきます。

2 暴風（暴風雪）警報および特別警報が解除された場合

午前7時までに解除された場合	◎保護者が安全を確認の上、通常通り登校させて下さい。
午前7時以降8時30分までに解除された場合	◎保護者が安全を確認の上、速やかに登校させて下さい。 ・学校到着が遅れても「遅刻」扱いにしません。 ・簡易給食で授業を行います。
午前8時30分以降11時までに解除された場合 ※学校の指示に従って下さい。 ※教職員の巡回、地区委員さんからの情報等を集めて、通学路等の安全を確認します。それまでは自宅待機し、学校よりの指示を待って下さい。	◎地区委員さんからの連絡網と「学校配信メール」により授業対応の連絡をします。 ・連絡内容に従い保護者が安全を確認の上、登校させて下さい。 ・学校到着が遅れても「遅刻」扱いにしません。 ・午前中に授業を開始する場合は、簡易給食で授業を行います。

3 午前11時の時点で暴風（暴風雪）警報および気象特別警報が解除されない場合

登校させないで下さい。（休業日とします）

4 登校途中で暴風（暴風雪）警報および気象特別警報が発令された場合

速やかに帰宅させます。

※教職員の巡回指導、地区委員さんへの連絡、「学校配信メール」での連絡等で対応します。
※保護者の方も、登校途中での警報発令を注意して頂き、場合によっては、通学路へ出向いて頂き、安全に帰宅するために迎えに行っておいて下さい。

5 始業後に暴風（暴風雪）警報および気象特別警報が発令された場合

直ちに授業を中止して、速やかに帰宅させることを原則として対応します。

ただし、帰宅させることが危険と判断される場合は、学校に待機させ、様子を見てから帰宅させることとします。地区委員さんからの連絡、学校安心メールでお知らせします。

6 その他

- ・地区により登下校の条件が異なりますので、暴風（暴風雪）警報および気象特別警報が発令されていなくても、強風、大雨洪水、雷等による危険が予想される場合は、地区委員さんと連絡をとり、適切な措置を講じます。
- ・休校になった場合の翌日の時間割や準備物については、あらかじめ各学級にて連絡をしておくこととします。